



令和4年度

広告
募集

大阪市西淀川区役所

西淀川区役所ホームページバナー広告

募集要項

※現在は「随時募集」となっています。
先着順での募集となっていますので、
ご注意ください。

令和4年4月
大阪市西淀川区役所

民間企業等との協働により新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的として、行政財産を活用した広告事業を行うこととし、次のとおり募集します。

なお、現時点での募集形態は、一斉募集終了後の「随時募集」となっています。

1 募集媒体

(1) 名称

大阪市西淀川区役所ホームページ トップページ

URL <https://www.city.osaka.lg.jp/nishiyodogawa/>

※ホームページのレイアウト変更、メンテナンス等が実施される場合があります。

(2) アクセス件数

トップページ 月間 8,641 件（令和2年11月～令和3年10月の平均）

（アクセス件数は参考データであり、アクセス件数を保証するものではありません。）

2 募集内容

(1) 広告募集枠数

トップページ 6 枠程度（先着順）

※バナー広告の掲載位置については、指定できません。

※広告枠の空きがなくなり次第、締め切ります。

(2) 広告の規格等

(1) サイズ 縦 60 ピクセル × 横 120 ピクセル

(2) ファイル形式 GIF（アニメ可）、JPEG、PNG

(3) データ容量 4 KB 以内

(4) 画像を変化又は移動させる場合は、目への負担が大きくなるように、また、光感受性発作を誘発させないようにしてください。（1秒間に3回より多く点滅させないように、またアニメーションは5秒で静止するように作成）

(5) バナー広告は、申込者の負担で作成してください。

(6) リンク先は、広告主が管理するホームページのトップページにしてください。

(7) その他、バナーの作成にあたっては、大阪市西淀川区役所ホームページバナー広告表現ガイドラインに留意してください。

(3) 令和4年度の広告掲載期間等

令和4年4月1日～令和5年3月31日

- ・ 広告を掲載する期間は、1か月単位です。
- ・ 掲載希望者は掲載期間を指定できますが、必ずしも希望に添えない場合があります。
- ・ メンテナンス等により、ホームページを閉鎖している期間も広告期間に含まれます。

(4) 広告料

1ヶ月契約	5,000円(税込)	
3ヶ月契約	13,500円(税込)	※1割引
6ヶ月契約	24,000円(税込)	※2割引
1年契約	42,000円(税込)	※3割引

3 申込受付期間

現在、先着順にて「随時募集」を行っています。なお、申し込み期日は、掲載希望月の前月10日とします。

4 掲載できない広告

「大阪市広告掲載要綱」第4条及び「大阪市西淀川区広報紙・ホームページ広告掲載要領」第2条及び第3条の各号に該当するもの。

5 応募資格

次の要件をすべて満たす法人または個人に限り応募することができます。

- (1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 大阪市税の滞納がないこと。
- (3) 暴力団員又は大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者のいずれにも該当しないこと。

※暴力団排除のため個人情報をご警察に照会することがあります。

※暴力団排除のため団体の役員名簿等の提出を求めることがあります。

※上記に掲げる者に該当する者と大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明した場合は、大阪市が大阪市暴力団排除条例及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、大阪市ホームページ等において、その旨を公表することがあります。

6 申込方法

申込みの際は、「大阪市広告掲載要綱」及び「大阪市西淀川区広報紙・ホームページ広告掲載要領」をお読みください。

- (1) 令和4年度一斉募集
終了しました。

- (2) 随時募集

別表の期間内に、「第1号様式(西淀川区広報紙「きらり☆にしよど」)広告掲載申込書」に必要事項をご記入のうえ、広告原稿(出力見本)とともに、西淀川区役所政策共創課まで直接または郵送、または電子メールでご提出ください。

○直接お申込みの場合

西淀川区役所（大阪市西淀川区御幣島1-2-10）政策共創課（5階52番窓口）までお越しください。

○郵送でお申込みの場合

西淀川区役所 政策共創課（〒555-8501 大阪市西淀川区御幣島1-2-10）へ郵送してください。

○電子メールでお申込みの場合

tk0011@city.osaka.lg.jp（政策共創課メールアドレス）までご提出ください。

※送付の場合、受付期間内に必着分のみ有効とします。（当日消印含む）

※「第1号様式（西淀川区広報紙「きらり☆にしよど」）広告掲載申込書」は、必ず両面印刷した状態で提出してください。

※広告原稿（出力見本）については、提出するものと同じサイズとし、カラー印刷されたものを添付してください。

※審査上必要と認めるときは、追加の資料を求める場合があります。

7 広告掲載者の決定方法

- ・「大阪市広告掲載要綱」及び「大阪市西淀川区広報紙・ホームページ広告掲載要領」に基づき申込内容を審査のうえ広告掲出者を決定し「第2号様式（西淀川区役所ホームページバナー広告）広告掲載決定通知書」により通知します。

8 広告掲載者の手続き

- ・「第2号様式（西淀川区役所ホームページバナー広告）広告掲載決定通知書」を受け取られましたら、掲載決定の通知があった広告について、当区の指定する期日までに、バナー画像のデータを提出してください。

※提出後は、必要に応じて校正を行っていただく場合があります。

※当区では、広告原稿の編集は一切行いません。

- ・「第2号様式（西淀川区役所ホームページバナー広告）広告掲載決定通知書」を受け取られた後、納入通知書にて広告料を期限までに一括前納していただきます。

※納入通知書発行後のキャンセルはできません。

9 広告掲載の内容等変更・取下げ

掲載した広告内容の変更や掲載期間の変更、広告掲載の取下げについては書面にて受付します。

○広告内容の変更

広告内容の変更については、掲載月の1か月前までに、「第3号様式（西淀川区役所ホームページバナー広告）掲載変更申込書」に必要事項を記入し、変更後の広告原稿を添付して提出してください。

変更の際は、「大阪市広告掲載要綱」及び「大阪市西淀川区広報紙・ホームページ広告掲載要領」を再度ご確認ください。

○取下げ

広告掲出の取下げについては、掲載月の1か月前までに、「第3号様式（西淀川区役所ホームページバナー広告）掲載変更申込書」に必要事項を記入し、取下げ理由書を添付して提出してください。

納入通知書発行後及び納付済みの広告料は返還いたしません。ただし、特段の理由があるときは、その全部または一部を返還いたします。

10 広告掲載の取り消し

次のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消します。

- ・ 広告が、編集・発行上支障となるとき
- ・ 指定する期日までに、広告料の納付がないとき
- ・ 指定する期日までに、広告原稿の提出がないとき
- ・ その他、必要と認めるとき

11 その他

- (1) 申込みにあたっては、「大阪市広告掲載要綱」及び「大阪市西淀川区広報紙・ホームページ広告掲載要領」を参照のうえ、同要綱、要領に適合し、かつ西淀川区役所ホームページの品格を損なわないものとしてください。
- (2) 内容について疑義が生じた場合、また本募集要項に記載のない事項については、必要に応じ、西淀川区役所と広告主の双方協議のうえ決定します。
- (3) 広告主は、広告の内容や掲載された広告に関する一切の責任を負うものとします。第三者から広告に関連して被害を被った旨の損害請求がなされた場合は、広告主の責任と負担において解決してください。
- (4) ホームページのレイアウト変更等により、予告なく掲載位置の変更等を生じる場合があるのでご了承ください。
- (5) 広告のリンク先を変更するときは、変更の1週間前までに連絡をお願いします。

12 申込み・問合せ

大阪市西淀川区役所 政策共創課

〒555-8501 大阪市西淀川区御幣島1-2-10

電話 06-6478-9683